

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和6年6月10日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第51号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年函館市条例第51  
号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ア中「4,962ヘクタール」を「4,958ヘ  
クタール」に改め、同号イ中「211,000人」を「208,700  
人」に改め、同号ウ中「113,394立方メートル」を「113,746  
立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。